

ID: 1864

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収		
法令名 根拠条項	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 第3条		
法令番号	令和2年政令第11号		
【根拠条文】 準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第63条 市町村長は、第27条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和2年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日